

岩手県告示第607号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第27号）で公示した公共測量を終了した旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

令和3年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田都市計画 今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業地内
- 2 実施した期間 令和3年1月4日から同年5月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量